

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前								
<p>(講習科目の受講の一部免除) 第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1098 232 1139 741">受講の免除を受けることができる者</td><td data-bbox="1098 741 1139 1077">講習科目</td></tr><tr><td data-bbox="627 232 1059 741">一 (略) 二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者</td><td data-bbox="627 741 1059 1077">(略)</td></tr></table> <p>三 (略)</p>	受講の免除を受けることができる者	講習科目	一 (略) 二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者	(略)	<p>(講習科目の受講の一部免除) 第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1098 1167 1139 1675">受講の免除を受けることができる者</td><td data-bbox="1098 1675 1139 2011">講習科目</td></tr><tr><td data-bbox="627 1167 1059 1675">一 (略) 二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者</td><td data-bbox="627 1675 1059 2011">(略)</td></tr></table> <p>三 (略)</p>	受講の免除を受けることができる者	講習科目	一 (略) 二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者	(略)
受講の免除を受けることができる者	講習科目								
一 (略) 二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許又は同条第四項の大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許若しくは大型特殊自動車第二種免許を有する者	(略)								
受講の免除を受けることができる者	講習科目								
一 (略) 二 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者	(略)								